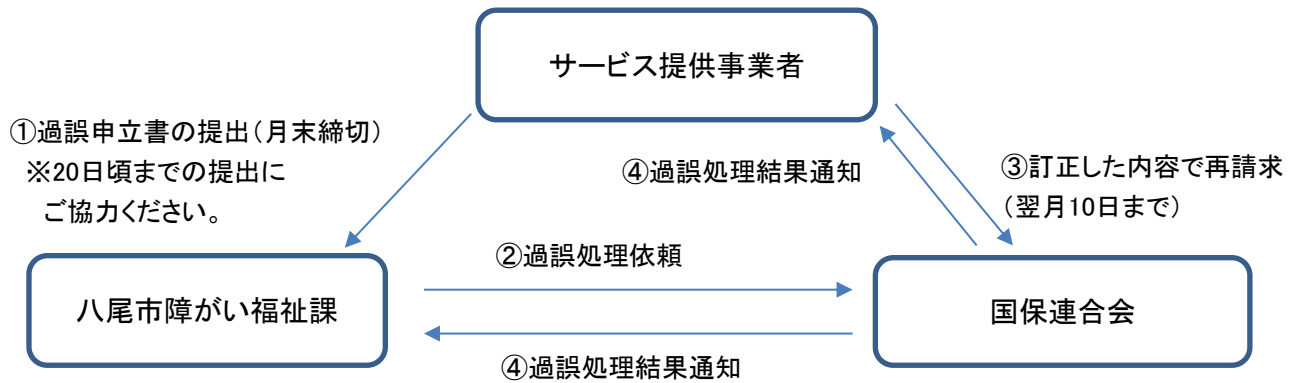


## 1. 過誤申立のイメージ図



## 2. 過誤請求のやり方

### (1) 同月過誤

同月過誤とは、支払い済みの実績の取下げと取下げた分の再請求を同一月内に行うものです。

【以下に、同月過誤の一例をお示します。】

#### ①過誤申立書の提出(月末締切) ※20日頃までの提出にご協力ください。

令和5年4月に八尾市へ過誤申立書を提出します。(事業者→八尾市障がい福祉課)

過誤申立書	過誤対象者: 1名(Aさん) 過誤対象年月: R5.1月提供分 過誤金額: 30,000円
-------	---

#### ②過誤処理依頼

令和5年5月に、国保連合会へ過誤申立データを送信します。(八尾市障がい福祉課→国保連)

#### ③訂正した内容で再請求

令和5年5月に、国保連合会に請求します。(事業者→国保連)

※令和5年1月提供分の再請求(Aさん分)と、令和5年4月提供分(5名分)の請求を同時に行います。

請求明細書	サービス提供実績記録票	<b>【5月請求】</b> ○再請求分 過誤対象者: 1名(Aさん) 過誤対象年月: R5.1月提供分 再請求金額: 20,000円 ○通常請求分 対象者: 5名 対象年月: R5.4月提供分 金額: 100,000円
-------	-------------	---

#### ④令和5年5月請求分が国保連合会で過誤調整され、令和5年6月中旬に事業者へ支払われます。(国保連→事業者)

※「過誤決定通知書」については、提出月の翌々月に国保連合会より送付されます。

再請求分	1件	+20,000円	
通常請求分	5件	+100,000円	
過誤分	1件	-30,000円	
合計		90,000円	←この金額が振り込まれます。

### (2) 通常過誤

通常過誤とは、支払い済みの介護給付費・訓練等給付費等の取下げだけを行うものです。

なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後(通常過誤の翌月以降)に、事業者から国保連に再請求を行います。